



マイナンバーをきちんと活用したい！どうしたらいいの？



10月以降に届く通知カードで、マイナンバーが通知されるよ！さらに申請すれば、身分証明書としても使える個人番号カードが交付されるよ！

交付は無料！個人番号カードの申請方法

1 書留の中身を確認

平成27年10月以降、住民票の住所にマイナンバーの「通知カード」が簡易書留で届きます。以下の4つが入っているか確認しましょう。

- ①通知カード
- ②個人番号カード交付申請書
- ③返信用封筒
- ④説明書

通知カードは大切に保管してください。



2 個人番号カードを申請

同封されている個人番号カード交付申請書に顔写真を貼り付け、返信用封筒に入れてポストへ。(スマートフォンなどを利用してオンラインでも申請可能です)

3 個人番号カードを受け取る

平成28年1月以降、個人番号カードの「交付通知書」が届きます。

以下の3つを持って、市役所市民課へお越しください。

- ①保管していた「通知カード」
- ②交付通知書
- ③運転免許証などの本人確認書類
- ※住民基本台帳カード(お持ちの人のみ)

(※住民基本台帳カードは有効期限まで利用できますが、個人番号カードとの重複所持はできません。お持ちの人は、個人番号カード交付の際に返却してください。)

本人確認の上、暗証番号を設定し、カードが交付されます。



個人番号カードのイメージ

マイナンバーは生涯にわたって使うものです。

住所が変わっても、マイナンバーは原則変わらないので、大切に扱きましょう。

※通知カード、個人番号カードを紛失・破損した場合の再発行には、手数料がかかります。

個人番号カードの申請に関するお問い合わせ 市民課 ☎0537⑧1117



マイナンバーについての詳細はこちら

●コールセンター(全国共通ナビダイヤル)

☎0570②0178

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

※外国語(英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語)は、☎0570②0291

受付時間：午前9時30分～午後5時30分
(土日祝日・年末年始を除く)